

**e-でんき for 日産 電気料金メニュー約款
新旧対照表**

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更

2. 電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後						
表紙	小売電気事業者： <u>九電みらいエナジー株式会社</u>	小売電気事業者： <u>九州電力株式会社</u>						
第1条 適用	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九電みらいエナジー株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九州電力株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社</u> の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。						
第4条 契約種別	<p>1. e-でんき for 日産 東北基本 B/東京基本 B</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> </table> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が</p>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	<p>1. e-でんき for 日産 東北基本 B/東京基本 B/九州基本 B</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九州エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙 2</u> (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整)</p>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)							
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)							
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ							

ルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) 次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a) および (b) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) 次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a) および (b) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

3. e-でんき for 日産 東北基本 C/東京基本 C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

4. e-でんき for 日産 東北セット C/東京セット C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

3. e-でんき for 日産 東北基本 C/東京基本 C/九州基本 C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

4. e-でんき for 日産 東北セット C/東京セット C/九州セット C

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) 次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

5. e-でんき for 日産 関西基本 A/中国基本 A

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料

線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) 次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって 料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

5. e-でんき for 日産 関西基本 A/中国基本 A

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃

金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

6. e-でんき for 日産 関西セット A/中国セット A

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

7. e-でんき for 日産 関西基本 B/中国基本 B

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整)

料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

6. e-でんき for 日産 関西セット A/中国セット A

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

7. e-でんき for 日産 関西基本 B/中国基本 B

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価

整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

8. e-でんき for 日産 関西セット B/中国セット B

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整)

1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

9. e-でんき for 日産 東北 EV/関西 EV/中国 EV

格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

8. e-でんき for 日産 関西セット B/中国セット B

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

9. e-でんき for 日産 東北 EV/関西 EV/中国 EV/九州 EV

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

10. e-でんき for 日産東京 EV

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. に

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、九州エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

10. e-でんき for 日産東京 EV

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

よって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

11. e-でんき for 日産東京 EV プラン C

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

12. e-でんき for 日産 東北低圧電力/東京低圧電力/関西低圧電力/中国低圧電力

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力 (出力で表示されている場合等は、別紙 1 (負荷設備

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

11. e-でんき for 日産東京 EV プラン C

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

12. e-でんき for 日産 東北低圧電力/東京低圧電力/関西低圧電力/中国低圧電力/九州低圧電力

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京、九州 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力 (出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙 1 (負荷設備の入力換算容量) によって

の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次のイ)の係数を乗じてえた値の合計にロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)とおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、そ

換算するものとします。)についてそれぞれ次のイ)の係数を乗じてえた値の合計にロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(4) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)とおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

	の値によります。	
附 則	この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。 約款改定・改訂履歴	この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、2024年 <u>8</u> 月1日より実施します。 約款改定・改訂履歴
	2020年 1月 1日制定（関西エリア）	2020年 1月 1日制定（関西エリア）
	2020年 4月 1日制定（東北エリア）	2020年 4月 1日制定（東北エリア）
	2020年 11月 1日改定	2020年 11月 1日改定
	2021年 7月 1日改定	2021年 7月 1日改定
	2021年 9月 1日改定	2021年 9月 1日改定
	2022年 4月 1日制定（中国エリア）	2022年 4月 1日制定（中国エリア）
	2022年 6月 1日改定	2022年 6月 1日改定
	2022年 7月 1日制定（東京エリア）	2022年 7月 1日制定（東京エリア）
	2023年 4月 1日改定	2023年 4月 1日改定（ <u>東北/東京/関西/中国エリア</u> ）
	2023年 7月 1日改定	
	2024年 4月 1日改定（東北/東京/関西/中国エリア）	2023年 7月 1日改定（ <u>東北/東京/中国エリア</u> ）
		2024年 4月 1日改定（ <u>東京/関西/中国エリア</u> ）
		2024年 8月 1日改定（ <u>東北/東京/関西/中国/九州エリア</u> ）